

## 池田市交際費の支出基準に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市として対外的に交際するために必要な経費（以下「市交際費」という。）の適正かつ公正な支出を確保するとともに、透明性の向上を図るため、その支出及び公表に関し必要な事項を定める。

### (市交際費の支出)

第2条 市交際費の支出は、市政の円滑な運営を図り、市の公益に資する目的で、その支出先及び支出内容が社会通念上妥当と認められる範囲において、必要最小限の支出に努める。

### (支出先)

第3条 市交際費の支出先となる個人又は団体は次のとおりとする。

- (1) 行政上の関りがあるもの
- (2) 市政において功績があったもの
- (3) その他市長が特に必要と認めるもの

### (支出内容)

第4条 市交際費の支出内容及び支出額の範囲は次のとおりとする。

支出区分	支出内容	支出額
会費	総会、新年互礼会、懇親会、意見交換会、記念式典等で、市長に出席要請があり、そのことで主催者が経済的に負担を負うものの参加に要する経費等 ※政党・政治家のパーティーは除く	会費又は会費相当分とする
弔慰	葬儀における香典、供花等に係る経費等 ※別表で規定する	社会通念上妥当と認められる額
慶祝	叙勲受章、知事表彰受賞、各種受賞、式典、祝賀会、各種大会等におけるお祝いに係る経費等	社会通念上妥当と認められる額
その他	上記以外で、市長が市として交際上特に必要と認めるもの	社会通念上妥当と認められる額

(公表に関する基準)

第5条 次に掲げる市交際費の執行状況について、池田市情報公開条例第7条第1号に掲げる個人に関する情報は除き、毎月当月分を翌月末までに市ホームページへの掲載により公表する。

- (1) 支出年月日
- (2) 支出金額
- (3) 支出内容

(その他)

第6条 この基準は、社会経済状況の変化等に十分配慮し、適正な執行を確保するとともに、常に社会通念上妥当と認められるものとなるよう、適宜見直しを行うものとする。

附 則

この要綱は、令和3年7月5日から実施する。

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

別表(弔慰基準)

区分 ※1	職名	本人				親族 ※4		備考
		弔文又は弔電	供花	弔慰金	弔辞	弔文又は弔電	供花	
公選職	市議会議員	○	○	○	○	○	○	
	元市議会議員	○	○	○		○		4年以上職にあったもの
	元市長	○	○			○		4年以上職にあったもの(有功賞 ※候補も含む)
	国会議員及び府議会議員	○	○			○		本市選挙区選出に限る
	元国会議員及び元府議会議員	○	○			○		本市選挙区選出かつ4年以上職にあったもの
	近隣の市長及び町長	○	○			○		北摂6市3町(豊中市、吹田市、高槻市、茨木市、箕面市、摂津市、島本町、豊能町、能勢町)
	府下の市長及び町長(近隣の市長及び町長を除く)	○				○		
	近隣又は府下の元市長及び元町長	○				○		4年以上職にあったもの
受賞者	名誉市民賞	○	○	○	○	○		
	有功賞	○	○	○	○	○		
	市民栄誉賞	○	○	○	○	○		
	叙勲、知事表彰など	○	○			○		
	感謝状	○				○		
行政委員	選挙管理委員	○	○			○		
	監査委員	○	○			○		
	公平委員	○	○			○		
	農業委員	○	○			○		
	固定資産評価審査委員	○	○			○		
	教育委員	○	○			○		
	元職 ※5	○	○			○		1期以上職にあったもの
各種委員等(法律に基づく)	附属機関委員	○	○			○		法令又は条例設置のものに限る。
	民生委員・児童委員	○	○			○		
	保護司	○	○			○		
	人権擁護委員	○	○			○		
	行政相談委員	○	○			○		
	小中学校医・歯科医・薬剤師	○	○			○		
	元職 ※5	○	○			○		1期以上職にあったもので、長の職を経験したもの
消防団	消防団長	○	○			○		
	消防団員	○				○		
各種団体役員 ※6	協議会	○				○		
	組合	○				○		
	労働団体	○				○		
	福祉団体	○				○		
	医師会	○				○		
職員	部長職以上	○	○		○	○	○	
	課長職以上	○	○		○	○	○	
	一般、任短、再任用職員	○	○		○	○		
	小中学校関係職員	○	○		○	○		
	会計年度任用職員	○						
	元職 ※5	○						25年以上の者で、部長職以上を経験したもの(功労賞 ※候補も含む)

◎ 上記記載以外の対象者についてはその都度対応を判断する。

※1 職が重複する場合は、より厚遇の職を適用する。

※2 供物(生花)の手配は、秘書業務担当課が行う。

※3 弔慰金は、1万円とする。

※4 親族の範囲は、配偶者・実父母・養父母・実子・養子とする。(同居・別居を問わない。)

※5 元職は、市政功労者表彰受章者(感謝状含む)を弔慰の対象とする。

※6 各種団体は、市域を網羅した連合組織とし、役員とは各種団体の長とする。